

# 八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所処務規則

〔 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日 〕  
〔 規 則 第 1 1 号 〕

改正 平成 4 年 3 月 3 1 日規則第 1 号 平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 2 号  
平成 2 8 年 9 月 3 0 日規則第 4 号

## （目的）

第 1 条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所（以下「診療所」という。）の組織、職務分掌その他必要な事項を定めることを目的とする。

## （職員）

第 2 条 診療所に所長のほか、次の職員を置く。

- (1) 技術吏員 3 名
- (2) 事務吏員その他の職員 3 名

## （職務）

第 3 条 所長は、組合長の命を受けて業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務長は、所長の命を受けて担当事務を処理する。

3 事務長補佐は、事務長を補佐する。

4 主任看護師は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督して、その担任業務に従事する。

5 前各項以外の職員は、上司の指揮監督に従い、その分担業務に従事する。

## （専決事項）

第 4 条 所長及び事務長は、組合長の権限に属する事務の一部を専決することができる。

2 所長の専決事項は、市立八幡浜総合病院処務規則（平成 1 7 年八幡浜市規則第 1 4 0 号。以下「病院処務規則」という。）別表専決事項の院長の項の規定を準用する。

3 事務長の専決事項は、病院処務規則別表専決事項の事務局長の項の

規定を準用する。

(代決)

第5条 所長不在のときは、事務長が代決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、この限りでない。

2 前項の規定により、代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

(準用規定)

第6条 この規則で定めるもののほか、診療所の処務に関しては、八幡浜市処務規則の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第4号)

この規則は、八幡浜地区施設事務組合同規約の一部を改正する規約(平成28年10月24日愛媛県指令28市第662号)の施行の日から施行する。